

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律

(平成一七年三月三十一日法律第一六号)

一、提案理由(平成一七年二月二四日・衆議院農林水産委員会)

○島村国務大臣 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業及び漁業に関する制度金融は、経営改善に必要な資金等を円滑に融通することにより、効率的かつ安定的な経営の育成を図るものであり、国と地方が適切に役割分担しつつ、円滑に実施することが重要であります。

一方、政府においては、地方の権限と責任を拡大し、歳入歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方がみずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとする平成十七年度予算編成の基本方針を閣議決定したところであります。

この法律案は、このような政府の方針を受け、農業近代化資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金について、都道府県が行う利子補給に係る政府の助成を廃止し、これに伴う関係規定の整備を行うものであります。

なお、このことに伴う地方財源の手当てについては、所要の財源措置が講じられることとされております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成一七年三月一七日)

○山岡賢次君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

初めに、内閣提出の法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案は、平成十七年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、農業近代化資金等につき都道府県が行う利子補給に係る政府の助成を廃止する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月二十二日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同二十四日島村農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、本三月十七日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………(略)……………

三、参議院農林水産委員長報告（平成一七年三月三〇日）

○中川義雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、農業近代化資金等に関する国の補助金を廃止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農林漁業制度金融がこれまで果たしてきた役割と今後の農政における位置付け、今回の措置が都道府県における農業近代化資金等に対する利子補給の実施と農家の資金の借入れ機会に及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙委員より、本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。